

国際協力事業団北陸支部 業務概要



平成9年3月

JICA LIBRARY



J1133852(2)

国際協力事業団
北陸支部

JICA
000
36
BHR
LIBRARY

北陸支
JR
96-3

目 次

I. わが国の経済協力の形態	3
II. 国際協力事業団の設立と目的	4
1. 主要業務	4
1) 開発途上国に対する政府間約束に基づく技術協力	4
2) 開発途上国に対する無償資金協力促進	5
3) 青年海外協力隊	5
4) 開発投融資	5
5) 海外移住	5
6) 国際緊急援助隊の派遣	5
2. 組織	6
3. 役員	6
4. 資本金	6
5. 予算	6
III. 北陸支部の概要	7
1. 名称	7
2. 所在地	7
3. 組織	7
4. 管轄地域	7
5. 沿革	7
6. 主要業務	8
1) 国内広報及び啓発	8
2) 技術協力	8
〈研修員の受入〉	8
〈青年招へい〉	9
〈青年海外協力隊〉	9
〈専門家の派遣〉	10
〈開発協力・投融資〉	10
3) 海外移住	10
4) 民間緊急援助物資の輸送	11
附：参考資料	13
1. 支部周辺略図	15
2. 管内県のJICA業務主管課	15
3. 管内県・市、国際交流協会	16
4. 管内県3県の概要	16
1) 富山県	16
2) 石川県	17
3) 福井県	17
5. 統計資料	19
6. 参考資料	69

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100



I. わが国の経済協力の形態

発展途上国の開発に対するわが国の「経済協力」の形態には、次の3つがあります。

- ① 政府開発援助 (Official Development Assistance=ODA)
- ② その他の公的資金の流れ (Other Official Flows=OOF)
- ③ 民間資金の流れ (Private Flows=PF)

このうち、政府開発援助=ODAは、次のように分類できます。

- ① 2国間贈与
 - ア 無償資金協力
 - a 一般無償援助 (基礎生活分野、人造り分野等のプロジェクトに対する無償援助。
例えば病院、職業訓練センター)
 - b 債務救済無償
 - c 経済構造改善努力無償
 - d 小規模無償
 - e 水産関係援助
 - f 文化関係援助
 - g 災害緊急援助
 - h 食料援助
 - i 食料増産援助
 - イ 技術協力
- ② 2国間政府貸与
- ③ 国際機関に対する出資・拠出

JICAは、上記ODA業務の内、技術協力及び技術協力と関連のある無償資金協力業務の促進を担当しています。

ちなみに、2国間政府貸与は通常「円借款」と呼ばれ、海外経済協力基金と日本輸出入銀行が実施機関です。

II. 国際協力事業団の設立と目的

国際協力事業団は、開発途上地域等の経済および社会の発展に寄与し、国際協力の促進に資することを目的として、「国際協力事業団法」(昭和49年法律第62号)に基づき、昭和49年8月1日設立された特殊法人です。

英文名は、JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY で JICA (ジャイカ) と略称されます。

1. 主要業務

1) 開発途上国に対する政府間約束に基づく技術協力

(1) 研修員の受入

開発途上国の国づくりに必要な技術者等を毎年7,500人あまり受け入れています。

研修は、各省庁、地方自治体、大学、公社公団、民間企業等の協力を得て「稲作から原子力」まで広範囲にわたっています。

来日した研修員は、全国13カ所に建てられた事業団の国際研修センターや事業団があっせんする宿舎をベースに長期・短期滞在して研修します。

(2) 専門家の派遣

開発途上国の要請を受けて、日本人専門家を毎年3,000人あまり派遣しています。

専門家は、相手国の政府公共機関に所属し、長期・短期にわたり各分野での技術指導、助言、調査、研究等の協力を行います。

(3) 機材の供与

派遣中の専門家の技術移転が有効に行われるために、また研修員が帰国後、日本で学んだ知識や技術を効果的に活用するために必要な機材を供与します。機材の種類は、農業機械、医療機器、通信機器など広範囲にわたっています。

(注) プロジェクト方式の技術協力

国際協力事業団では、「プロジェクト方式の技術協力」と呼んで「研修員の受入」「専門家の派遣」「機材の供与」を組み合わせ、総合的協力拠点とし、長期にわたるその国の開発に最も適した技術の開発や研究、訓練等を世界各地で行っています。たとえば農林水産、社会開発、保健、医療、および人口・家族計画、鉱工業の各分野でこの方式の技術協力が推進されています。

(4) 調査団の派遣(開発調査)

国づくりの基盤となる計画、たとえば道路、電力、港湾、鉄道などの公共部門の整備や国土開発のための計画作成援助として調査団を派遣しています。調査結果は報告書に取りまとめ、相手国に提出されます。

2) 開発途上国に対する無償資金協力促進

無償資金は、開発途上国に対してわが国から供与される返済義務のない資金です。

国際協力事業団では、特に技術協力との結びつきが強い無償資金協力による施設や設備の建設、整備等を促進する業務を行っています。分野は、医療、教育、農業、運輸および水産にわたっており、供与された施設はプロジェクト方式技術協力の有力な拠点となっています。

3) 青年海外協力隊

開発途上国の派遣要請に基づいて、住民と一体となってその地域の経済および社会の発展に協力する、20才から39才までの青年を2年の任期で派遣しています。

派遣職種は、農林水産、加工、保守操作、土木建築、保健衛生、教育文化、スポーツなど150余の職種にわたっています。

4) 開発投融资

開発途上国において日本の民間企業等が活動する場合、病院、学校、道路建設など地域住民の福祉向上に役立つ関連施設を整備するときや、農林業、鉱業分野で試験的に実施してみないと事業の成否のわからない試験開発事業に対し、低利、長期の資金を供給しています。また要請に応じて、民間企業の行う開発事業に対し、調査や技術指導も行っています。

5) 海外移住

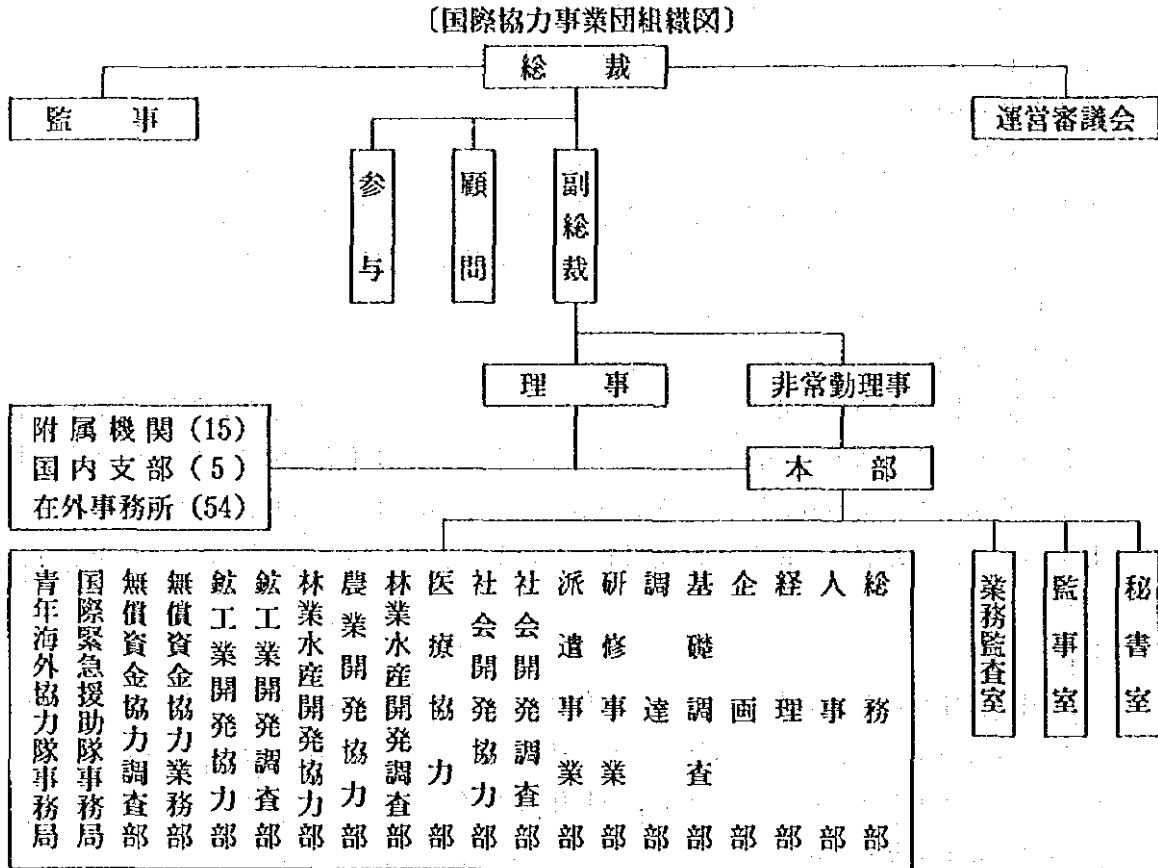
外国に移住を希望する人々に対して、移住知識を提供し、相談、あっせん、訓練や助言を行っています。また日本人移住者が、それぞれの技術、技能を生かして現地に定着・安定し、受入国の発展に貢献できるよう現地でも移住者を支援しています。

6) 国際緊急援助隊の派遣

地震、火山噴火、台風、洪水、災害等の大規模な災害発生に対し、被災国の要請があり次第、国際緊急援助隊を派遣して、救急医療や救助活動にあたるとともに、被災地向けに援助物資を送付しています。

2. 組織

事業団は本部を東京都に置き、国内に国際協力総合研修所、研修センターなど15の附属機関並びに北陸支部など5国内支部を、海外にタイ事務所など54の在外事務所を置いています。



国際協力事業団本部住所、連絡番号

〒151 東京都渋谷区代々木2丁目1-1 新宿マインズタワー内
 電話(受付台)(03) 5352-5311~5314

3. 役員

事業団に役員として総裁、副総裁2名、理事8名(うち非常勤2名)および監事1名がおかれ、平成8年(年度定員)職員は1,203名です。

4. 資本金

平成8年度における資本金は1,166億円です。

5. 予算

事業団の事業経費は国家予算でまかなわれており、平成8年度予算額は1,864億円です。

6. 主要業務

1) 国内広報及び啓発

ア 国際協力に関する広報

報道機関や一般に対し資料の提供、取材協力、またはラジオ、テレビを介した広報を行うほか講演会、パネル展、映画会等を開催しています。(これらの16ミリ映画フィルム、VTRテープ、パネル等を無料貸出ししていますので、ご利用下さい。)

イ 関係機関との連携

地方自治体・経済団体及び国際交流団体等が実施するセミナー、シンポジウム及び会議等における日本の対途上国援助やJICA業務等の説明講師を派遣し、国際協力事業に対する理解と協力の増進に努めています。

ウ 高等学校国際教育研究協議会への協力

管内の高等学校111校が加入し各県ごとに組織されている高等学校国際教育研究協議会(昭和50年11月1日、文部省中央教育研究団体に指定)及び中部6県の協議会で構成する東海・北陸地区高等学校国際教育研究協議会が、国際協力に対する知識及び理解を深めるため実施する研修会・弁論大会・研究発表会・講演会・映画会及びパネル展等に対して、協力を行っています。

2) 技術協力

〈研修員の受入〉

国際協力事業団はアジア、中近東、アフリカ、中南米、東欧等の開発途上国の経済・社会開発に必要な人づくりに協力し、わが国との友好親善を深めることを目的として、これらの国々から研修員を受け入れています。

研修員は、開発途上諸国の行政官や政府機関・公共機関・民間企業の研究者、中堅技術者等が中心で、相手国政府から推薦された人達です。

研修の方式には、大別して集団コースと個別研修があります。

集団コースは、開発途上諸国に共通して要望の高い研修内容のコースをあらかじめ設定して、集団的に実施するものです。

個別研修は、各国から個々に要請される専門分野についてその個別の希望に合致した研修を行うものです。個別研修には次の3つのタイプがあります。

- ① あらかじめ研修内容を限定せず、相手国の要望に基づいて随時個別に研修プログラムを作成して研修員を受け入れる。
- ② わが国が実施している専門家派遣、プロジェクト協力との有機的連携を図るため、その相手国関係者を受け入れる(カウンターパート)。
- ③ 国連等国際機関からの要請に基づく研修員受入(国際機関等)。

研修員の受入数は年々増加の一途をたどり、昭和29年にこの事業が開始されて以来、

平成8年3月末までに受け入れた研修員総数は144,978人（暫定値）に達しています。そして、現在は、さらに対象国、分野も拡大し、かつ多様化してきています。

北陸支部では、平成4年10月よりこの業務に本格的に取り組み、管内にある国または地方公共団体の試験研究機関・大学・民間企業及び民間団体等の協力を得て集団・個別研修員受入業務を実施しています。

〈青年招へい〉

ASEAN6カ国（ブルネイ、インドネシア、マレーシア、フィリピン、シンガポール及びタイ）並びにミャンマー、中国、韓国、モンゴル、太平洋地域、アフリカ地域など78カ国の21世紀を担う青年達を日本に招へいし、日本についての理解を深めてもらうとともに、同世代の日本の青年との友情を培い、21世紀へ向けて日本とこれら各国のより一層の発展と平和・友好の絆を強めていくことを目的としています。

この計画では、昭和59年度、ASEAN6カ国の青年招へいで始まりましたが、現在ではミャンマー、太平洋諸国、中国、韓国、モンゴル及び南西アジア7カ国及びアフリカ地域47カ国、インドシナ3国とますます拡大されてます。平成8年3月末現在までに受け入れた青年総数は15,009人に達しています。

管内では来日する青年に対するプログラムのうち、地方での分野別研修、青年との交流、ホームステイ等約10日間の地方プログラムを、関係県及び青少年育成団体等の協力を得て実施しています。

〈青年海外協力隊〉

技術・技能を身につけた、心身ともに健全な日本の青年を「青年海外協力隊員」として、発展途上国へ派遣し、それら各国の人造り・国造りに協力しています。協力隊員は、派遣国の住民と同じ生活をし、同じ物を食べ、心情を理解し合い、お互いの信頼の上に立って協力することを特色としています。

この事業は昭和40年に開始され、以来派遣先国及び派遣隊員数も増加してきており、平成8年3月末現在、派遣した総数は16,615人（うち女性5,114人）に達しています。

北陸支部では、県・市町村及び協力隊員OB等の協力を得て、春・秋の年2回募集・第1次選考を実施している他、特別説明会、随時帰国隊員報告会、留守家族会、講演・映写会、パネル展示会等の行事を行っています。

なお、平成5年4月1日から、進路相談カウンセラーを配置し、帰国隊員の進路相談に当たっております。

また、在職の青年達の協力隊への応募の促進と、帰国隊員の地元への定着化を図るため、各地で企業等との懇談会を実施しています。

〈専門家の派遣〉

専門家派遣業務は、要請に基づき開発途上の国々へ専門家を派遣し、各種の分野で相手国の実情に適した技術や知識を供与することを主たる目的としており、研修事業と共にいわゆる「人づくり」協力を進める技術協力のもっとも基本的な形態のひとつです。

専門家は派遣形態により、個別専門家とプロジェクト専門家に大別されます。昭和29年にこの事業が開始されて以来、平成8年3月末までに派遣された専門家は47,697人に達しました。

北陸支部では、派遣専門家登録の促進、派遣先との連絡、打合せ、帰国専門家との連絡、相談及び派遣元並びに専門家志望者に関する情報の収集等の業務を行っています。

〈開発協力・投融資〉

開発途上国において開発事業を行う本邦人が本体事業に付随して必要となる関連施設の設備事業や、試験的に行われる事業に対し、長期低利な資金を融資したり、またあわせて調査や技術の指導を、必要に応じて事業団の費用負担で行っています。

この制度は、開発途上国での民間の事業活動がより円滑に運ぶよう支援するためのものでありますが、同時にそれが単なる経済活動のみならず開発途上国の社会発展に貢献し、ひいてはわが国と開発途上国との協力関係の強化に役立つことを目的としています。

北陸支部では、開発投融資説明会や開発投融資案件の窓口相談等を実施しています。

3) 海外移住

戦後の海外移住は昭和27年に再開され、ブラジル、パラグアイ、アルゼンティン、ボリビア等の南米諸国への農業移住が中心となっていましたが、その後カナダ、オーストラリアへの技術移住が加わりました。

また、昭和60年から、新しく「海外開発青年」制度も発足しました。この制度は、水準の高い技術と、中南米定着に関心を持つ日本の若者が、現地に赴いて3年間滞在、平成7年度から永住は不可となり、日系社会への技術指導、協力を行っています。

- ① 自己の技術を発揮して、日系社会とその関連分野の充実に役立たせる
- ② 現地社会の実情にふれつつ関係知識の吸収につとめ、中南米に定着しようと決断できたら現地でその準備を進める。

これについてJICAが往復渡航費、現地生活費の支給などを支援する制度です。

海外移住関連では、北陸支部は次の業務を行っています。

1. 移住先国資料の提供

移住希望者に対し相談に応じ、必要な助言と、判断の素材を提供します。

2. 平成2年から移住シニア専門家制度を発足し、日系社会を形成している北・中南米等の移住者に対して各種の支援活動を実施しております。これら日系社会からの要望に応えるため、日本語・福祉分野におけるボランティア精神に富む方を約2年間派遣しております。

3. 移住研修員の受入れ

現地日系社会の人材育成施策として、移住者の子弟、中堅移住者を技術研修員として日本に受入れ、管内の各種研修機関の協力を得て技術研修を実施しています。

4) 民間緊急援助物資の輸送

世界各地において、地震・洪水等の大規模災害が多数発生し、その度に多くの人命・財産が失われています。このような大規模災害が発生した場合、我が国政府は被災国政府または国際機関の要請に応じて、国際緊急援助活動を行うとともに緊急援助物資の供与を行っており、その業務を国際協力事業団（JICA）が実施しています。

他方、民間においても、人道的な救援活動に関心が高まっており、援助物資の供与などにより、自ら国際協力に参画しようとの意識が育っています。

JICAでは、平成4年度から、政府民間の連携を促進し、より効果的な緊急援助を実施するために、新規事業として、地方公共団体・民間機関・その他の団体・個人が集荷する援助物資を被災国政府に届ける業務を開始することになりました。

JICAは、大規模災害が発生した場合、その災害の状況・必要とする援助物資について公表し、援助物資の寄贈を受け付け、輸送を行います。

附　：　参　考　資　料

1. 支部周辺略図
2. 管内県の JICA 業務主管課
3. 管内県・市、国際交流協会
4. 管内県 3 県の概要

目 录 参 考 书 目

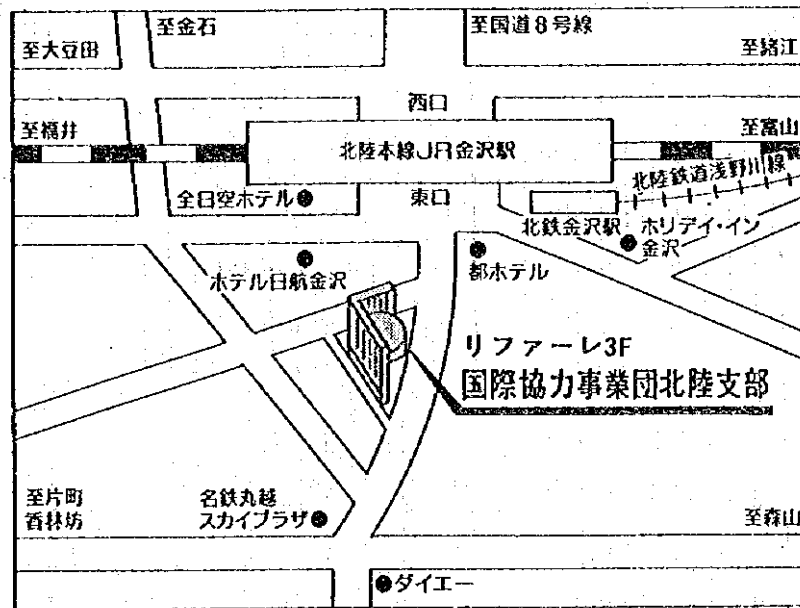
《中国现代史》 1

《中国近代史》 2

《中国通史》 3

《中国历史》 4

1. 支部周辺略図



2. 管内県のJICA業務主管課

富山県 〒930 富山市新総曲輪1-7
 総務部国際課 TEL0764(31)4111
 FAX0764(41)9050

石川県 〒930 金沢市広坂2-1-1
 県民文化局国際課 TEL0762(61)1111
 FAX0762(32)0478

福井県 〒910 福井市大手3-17-1
 県民生活部国際交流課 TEL0776(21)1111
 FAX0776(26)1171

3. 管内県・市、国際交流協会

北陸3県 国際交流協会一覧

	県名	団体名	〒	住所	連絡先
県	石川県	(財)石川県国際交流協会	920	金沢市本町1-5-3 リッパレビル3F	TEL 0762-62-5931 FAX 0762-63-5931
	富山県	(財)とやま国際センター	930	富山市牛島新町5-5 インテック明治生命ビル4F	TEL 0764-44-2500 FAX 0764-44-2600
	福井県	(財)福井県国際交流協会	910	福井市宝永3-1-1 福井県国際交流会館	TEL 0776-28-8800 FAX 0776-28-8818
市	石川県	(財)金沢国際交流財団	920	金沢市長町2-2-43 長町研修館2F	TEL 0762-20-2522 FAX 0762-20-2527
		小松市国際交流協会	923	小松市八日市町52	TEL 0761-21-2226 FAX 0761-20-1266
	富山県	高岡市国際交流協会	933	高岡市御旅屋町101	TEL 0766-27-1856 FAX 0766-27-1858
		富山市民国際交流協会	930	富山市丸の内1-4-50 富山市国際交流センター内	TEL 0764-42-1109 FAX 0764-42-3807
		氷見市国際交流協会	935	氷見市丸の内1-1 氷見市総務課内	TEL 0766-74-8021 FAX 0766-74-4004
	福井県	勝山市国際交流協会	911	勝山市元町1-1-1 勝山市市役所内	TEL 0779-88-1111 FAX 0779-88-1119
		鯖江市国際交流協会	916	鯖江市西山町13-1 鯖江市役所市長室企画課内	TEL 0778-51-2200 FAX
		武生市国際交流協会	915	武生市府中1-13-15 武生市生涯学習センター内	TEL 0778-22-3000 FAX 0778-22-9174

4. 管内県3県の概要

- 1) 富山県 面積 : 4,246km²
 人口 : 1,125,707人 (平成9年1月1日現在)
 市町村数 : 9市18町8村
 一般会計予算 : 6,067億円 (平成8年度)

(県花：チューリップ、県鳥：ライチョウ、県木：立山杉)

(1) 産 業

工業は質の高い労働力と豊富な電力・水に支えられて発展し日本海側屈指の工業集積を形成しています。近年はメカトロ、新素材、バイオなどの高度技術に支えられた富山テクノポリスの建設を進めるとともに、頭脳立地計画に基づき自然科学研究所や情報産業などの、時代に対応した新しい分野の振興に努めています。さらに300年の歴史を持つ配置家庭薬や銅器、漆器、木彫品などの伝統産業も盛んであります。

農業はコシヒカリなどの良質米の生産が中心となっており水稲種子やチューリップなどの全国に誇れる特産品の生産も活発に行われています。

(2) 伝統工芸品、特産品

伝統工芸品としては、井波彫刻、高岡銅器、高岡漆器、庄川挽物本地、木象嵌、越中木葉焼、神通窯、土人形、越中和紙、越中瀬戸焼があります。

特産品としては、くすり(家庭配置)、チューリップ、ホタルイカ、ますの寿し、かまぼこなどがあります。

- 2) 石川 県 面 積 : 4,184km²
人 口 : 1,183,249人 (平成9年1月1日現在)
市 町 村 数 : 8市27町6村
一般会計予算 : 5,908億円 (平成8年度)
(県花:クロユリ、県鳥:イヌワシ、県木:アテ)

(1) 産 業

石川県の産業の中核を占めているのが繊維工業と機械工業であり、特に合成長繊維織物は我が国最大の産地として、また絹人繊維とブルドーザーは第一の生産額を堅持。さらに近年は電子機械産業の発展も目覚ましく、ハイテク化と産業構造の高度化を促進する産業振興ゾーンの整備が進められ、地域経済にダイナミズムを生み出しています。

(2) 伝統工芸品、特産品

伝統工芸品としては九谷焼、輪島塗、山中漆器、加賀友禅、金沢金箔、金沢仏壇、牛首袖、七尾仏壇、金沢漆器、加賀織の10品目が通商産業大臣から認定されています。また、「石川県伝統工芸品」として、和紙、美川仏壇、桐工芸、檜細工、珠洲焼、加賀毛針の6品が指定されています。特産品としては、大樋焼、加賀象嵌、郷土玩具等の工芸品、銘菓、郷土料理(かぶら寿し、ごり・くるみの佃煮、ジブ料理等)などがあります。

- 3) 福 井 県 面 積 : 4,188km²
人 口 : 828,745人 (平成9年1月1日現在)
市 町 村 数 : 7市22町6村
一般会計予算 : 5,159億円 (平成8年度)
(県花:水仙、県鳥:つぐみ、県木:松)

(1) 産 業

主な産業としては、合繊維物を中心として総合産地を形成する繊維産業をはじめ機械産業、眼鏡産業などがあげられます。技術革新が急速に進んでいる中で、これらの産業に先端技術の導入が図られています。加えて産業の高度活性化の拠点として、福井臨海工業地帯の建設が進められています。農業ではコシヒカリに代表される、おいしい米の生産地として知られています。一方、福井県には多くの原子力発電所があり、関西経済圏へのエネルギー供給基地となっています。

(2) 伝統工芸品、特産品

伝統工芸品としては、越前焼、越前竹人形、越前打刃物、越前漆器、越前和紙、若狭めのう細工、若狭塗があります。

特産品としては、羽二重もち、若狭ガレイ、こんぶ、越前ガニ、若狭パール、越前柿、めがね柿、ふぐ、越前水仙、今庄そば、越前ウニなどがあります。

